

## 理窓会関連団体に関する規程

理窓会会則第3条の目的に基づき、理窓会に置く関連団体に関する規程を次のように定める。

### (目的)

第1条 理窓会員によって組織される関連団体は、会員相互の親睦を厚くし、活動を通じて東京理科大学校友会理窓会および学校法人東京理科大学の発展に協力することを目的とする。

### (登録)

第2条 理窓会関連団体は登録に当たって、次に掲げる書類を理窓会会長に提出する。

- (1) 関連団体規程第4条に基づく所定の団体資料（以下、団体資料という）
- (2) 関連団体の会則
- (3) 会員名簿および役員名簿・役員は理窓会会費納入者であること
  - ・会員の理窓会会費納入については別途定める

### (特典)

第3条 関連団体は次に掲げる項目に対して、優先的に特典を受けることができるとしている。

- (1) 理窓会ホームページから関連団体のホームページへのリンクを張ることを依頼できる。
- (2) 理窓会が管理する会議室および理窓会俱楽部を優待料金で利用することができる。
- (3) 関連団体旗の贈呈を受けることができる。

### (報告)

第4条 関連団体の代表者は、毎年、年次活動内容等の報告書を、理窓会会長に提出しなければならない。

### (個人情報の管理)

第5条 関連団体は、団体が保有する会員の個人情報を、団体の責任において適正かつ厳格に管理しなければならない。

### (取消)

第6条 登録された関連団体が次の各号のいずれかに該当した場合、常務委員会において登録を取り消すことができる。

- (1) 東京理科大学あるいは理窓会の名誉を傷つけた場合
- (2) 第4条の年次活動内容等の報告書が2年間提出されない場合
- (3) 第5条に反する行為を行った場合
- (4) 理窓会関連団体として不適切な行為を行った場合

### (規程の変更)

第7条 この規程の変更は、常務委員会の議決を経るものとする。

### (付則)

平成20年6月24日 制定

平成22年4月13日 改正

平成28年7月14日 改正

平成30年2月13日 改正

2020年4月1日 改正

2025年1月21日 改正